

第6号議案

「容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024年度）」はじめ4件に関する意見募集結果について（一部回答の先行公表）

「容量市場業務マニュアル 実需給期間向けリクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024年度）」はじめ4件の策定にあたり、業務規程第6条第1項の定めるところにより意見募集を実施した。募集に対し、多数のご意見を提出いただき、マニュアル公表に時間を要する状況にあるが、事業者における実需給期間に向けた円滑な準備に資するべく、当該業務マニュアルの公表に先立ち、本機関回答の一部（システム入力規則、業務スケジュール関連事項等）について、別紙1のとおり公表する。

〈参考 業務規程〉

（意見の聴取等）

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2（略）

以上

別紙1：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（一部先行公表分）

別紙2：本機関ホームページでの公表イメージ

容量市場業務マニュアル（対象実需給年度：2024年度）「ペナルティ・容量確保契約金額対応編」「容量拠出金対応編」の公表、および「リクワイアメント対応編」に係る意見募集に対する本機関回答の一部先行公表について

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（一部）

No.	頁	ご意見	回答
1	10	「前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象 コマ」という）」とありますが、説明会資料を確認すると、「翌日計画公表以降に広域予備率が8%未満となり、広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ」だと理解しております。具体的にどういったタイミングで発令されるのかなど、詳細を本マニュアルにも記載いただけないでしょうか。	広域予備率低下に伴う供給力提供の通知の対象コマは、前日計画公表断面（前日17時30分頃）で判断されます。当該内容は業務マニュアルに反映いたします。
2	14	2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要について、容量停止計画に追加・変更があった際の容量市場システムへの登録・修正は「都度」と記載されていますが、 ●作業停止計画システムではN-2月にならないと、N月の月間計画が登録できない制限がありますが容量市場システムではそのようなシステム制限はないということでしょうか？ 「OCCTOの月間作業停止計画からの変換」ではなく、直接CSVでのアップロードをする際に、制限の有無がないかを伺いたいです。 また作業の開始日のみならず、終了日を過ぎた場合に変更の提出がブロックされる等ございましたらご教示ください。 ※同月内に応札単位内で複数の計画があった場合、1つの計画に変更が入ると、端数処理の考え方から、終了済みのその他計画の出力可能容量の計算にも影響があるのではないかと危惧しております。 ●現状、容量市場システムの稼働時間が原則、平日9時～18時となっているかと思いますが、夜間休業日の提出は不要でしょうか？平日提出で良い場合、事後提出となりますが、作業終了済みの計画も提出が必要でしょうか？その場合は、何営業日以内に提出すればよろしいでしょうか？	実需給期間中に、容量市場システムへ容量停止計画を直接アップロードする際に、「N-2月にならないと、N月の月間計画が登録できない」、「作業開始日、作業終了日を過ぎた場合に編子の提出がブロックされる」といった制限はございません。（アセスメント確定後の実需給分のみは登録・変更不可） 出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 また、実需給年度においても容量市場システムの稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。作業終了後に計画内容に変更があった場合の事後提出は可能です（可能な限り迅速に提出願います。）。計画提出時期によるペナルティの有無については「容量市場実務説明会（リクワイアメント対応）（対象実需給年度2024年度）」P13, 14に記載がございます。）
3	14	N-1年度3月の容量停止計画から実需給期間中の4月分の変換は実施していただけるとあり、5月分以降は、容量提供事業者で登録とありますが、5月～翌3月までの全ての計画を4月に登録するということでしょうか？作業停止計画システムの月間提出のように、N-2月分までしか提出できないなど、システムの追加・変更が提出できないタイミングがあればご教示ください。 また、作業停止計画において、年度内の月間提出対象外の作業開始日時を延期する場合、月間では変更できませんので、提出出来るタイミングまで変更待ちとなりますが、備忘として、容量停止計画のみ変更しておくことは可能でしょうか？	「2.3作業停止計画（月間）からの変換」は本機関で容量市場システムへの登録を希望される方について、2024年4月分を含め、毎月実施いたします。「2.2容量停止計画の登録」については、通常、事業者様にて実施いただけますが、2024年4月分については本機関にて、容量市場システムに登録いたします（2.2.1 注意書きのとおり）。5月分以降の「2.2容量停止計画の登録」について、5月～翌3月までの全ての計画を4月に登録する必要はありません。N-2月分までしか提出できないという制約はなく、容量停止計画の修正・提出期限までであれば登録可能です。ご記載のとおり、備忘として、容量停止計画のみ変更することも可能です。
4	14	2.1 N-1年度3月に実需給2年度前に登録された容量停止計画を実需給向けに変換いただけるとのことですが、なるべく早い時期の変換登録を要望します。 流通設備作業に伴う系統制約量の修正など、事業者での修正作業が発生することが予想されますので、作業時間を確保したいという意図です。	現時点では、実需給2年度前に登録された容量停止計画の変換時期は実需給年度前年度3月となっております。いただきましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
5	14	実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録とのことですが、 ●変換後の登録状況は「初回登録」で登録されますか？「変更」で登録されますか？その他の値ですか？ ●容量停止計画IDは新規に附番されますか？元のIDを引き継ぎますか？ ●容量停止計画IDを引き継ぐ場合、毎日作業は日ごとに分割して提出が必要とのことですが、開始日のデータが容量停止計画IDを引き継ぎ、次の日～終了日までのデータは新規で容量停止計画IDが附番されるイメージでしょうか？	実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録する際の取扱いは以下のとおりです。 変換後の登録状況は「回次1で登録（初回登録）」、容量停止計画IDは元（2年度前の計画）のIDを引き継ぎます。 毎日作業について日ごとに分割して提出いただく際に、開始日のデータが元の容量停止計画IDを引き継ぎ、次の日～終了日までのデータは新規で容量停止計画IDが附番されます。
6	14	容量停止計画について、毎日作業（×月×日●時●分～○月○日×時×分：毎日停止）の場合、実需給期間中のリクワイアメント（コマ管理）とすると、月間で1件（出力可能容量）ではなく、1日単位で、切り分けて提出する必要があると認識しております。 N-1月10日までに、OCCTOの月間作業停止計画からの変換をお願いした場合、OCCTOに提出している「停止区分」を参考に、毎日作業は容量市場システムに1日ごとの値に分割して登録いただける認識でよろしいでしょうか？	毎日作業に関する容量停止計画について、N-1月10日までに、本機関にて月間作業停止計画からの変換を実施する場合、「停止区分」を参照せずに「作業開始日時」と「作業終了日時」まで連続作業している計画として変換いたします。 そのため、毎日作業の場合に変換を希望される場合は、変換・登録後の容量停止計画を確認いただき、適宜変更をお願いいたします。
7	14	「都度」登録すると記載があるが、容量市場システムの稼働時間は延長されるのか。（現状は平日日中のみ稼働と認識）	実需給期間向けに機能追加される容量市場システム（実需給期間向け）についても、稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。
8	15	2.1 広域受付番号が同一の作業停止計画について、作業停止計画(年間)から容量停止計画(実需給年度)へ変換した後に、作業停止計画(月間)の作業期間を変更し、作業停止計画(月間)から容量停止計画(実需給年度)への変換をした場合、容量市場システム上では広域受付番号が同一の作業停止計画に対して作業期間の異なる2つの容量停止計画が存在する認識で相違ないでしょうか？その場合、事業者が作業期間変更前の容量停止計画を削除する必要があるという認識でよろしいでしょうか？	ご記載のとおり、広域受付番号が同一の作業停止計画について、作業停止計画(年間)から容量停止計画(実需給年度)へ変換した後に、作業停止計画(月間)の作業期間を変更し、作業停止計画(月間)から容量停止計画(実需給年度)への変換をした場合、容量市場システム上では広域受付番号が同一の作業停止計画に対して作業期間の異なる2つの容量停止計画が存在することとなります。 作業期間変更前の容量停止計画を削除いただく必要があります。
9	16	2.2.1 容量停止計画の登録 注：「5月分以降の容量停止計画については、システムの運用開始後に容量提供事業者にてシステムから登録してください。」と記載があります。 説明会でも、容量市場システム（実需給前向け）と、容量市場システム（実需給期間向け）と記載わけがありましたが、実需給2年前と実需給期間中のシステムは別ということでしょうか？その場合、現行のログインIDとは別のログインIDが必要になりますでしょうか？それとも同じ入り口で別メニューといったイメージでしょうか？	現在稼働中の容量市場システム（実需給前向け）に対して、2024年4月から容量市場システム（実需給期間向け）の機能が追加されます。後者に関するログインIDも現行と同内容になり、後者の機能を使用する際は前者からログインいただく形となります。
10	16	実需給2年前のシステムの稼働時間が原則、平日9時～18時となっているかと思いますが、実需給期間中のシステムの稼働時間に制限はありますでしょうか？	実需給期間向けに機能追加される容量市場システム（実需給期間向け）についても、稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。

11	19	出力可能容量は、実需給2年前の容量停止計画調整業務と同様、月平均値を基本とした値か。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
12	19	実需給断面の出力可能容量はどのように取り扱われるのか。実需給2年前の出力可能容量と同じなのであれば、本項目では容量停止計画提出コマの確認のみになり、出力可能容量の記載は不要なのではないか。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
13	20	2.2.1.2 容量停止計画の登録（CSV一括登録）について、実需給2年前と同様に、月を跨ぐ作業停止計画について、容量停止計画では、月単位に分割目つ出力可能容量の提出は必要でしょうか？出力可能容量の提出が必要な場合、毎日作業が1日ごとに分割したデータになるなどありますが、端数処理はどのように考えればよろしいでしょうか？	容量停止計画の登録（CSV一括登録）について、実需給2年前とは異なり、月を跨ぐ停止計画の分割は不要です。出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
14	20	「⑤電源等差替ID」「⑥差替元電源等識別番号」の2項目は、2022年度に容量停止計画登録した際には存在しなかった項目ですが、今回追加されたのでしょうか？また、今後も項目が変更される予定でしょうか？事業者側のシステム化へも影響があるため、項目については早期に固めていただきたいです。	ご記載の2項目は、今回追加された項目になります。現時点で、さらなる項目変更は予定しておりません。
15	20	表2-2 容量停止計画 CSV の記載項目の内、入力必須となる項目を記載していただきたい。	ご記載いただきました、容量停止計画CSVの入力必須項目については、業務マニュアルに反映いたします。
16	20	⑧枝番は、どのようなときに活用するものか。	複数号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください
17	20	⑨について、発電機停止を伴わない作業は作業停止計画を登録していないため広域受付番号の付与を受けていない。そのため、広域受付番号を持たない停止計画を容量市場システムに登録する場合は空白で良いか。	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しませんが、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
18	21	系統制約等の容量停止計画が必要な場合、「⑩広域受付番号」はどのように記載するのでしょうか。（実需給2年前と同様、「zzzzzz」と入力するのでしょうか。）	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しませんが、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
19	21	「⑪出力可能容量」は、本マニュアルによると、実需給でのアセスメントの算定には使っていないと思われるため、入力を省略することは可能でしょうか。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。）この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
20	21	「⑫登録区分」に「3：取消」があるが、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録による取消が可能ということでしょうか。（実需給2年前の容量停止計画は、CSV登録による取消が出来ないため確認させてください。）	ご記載のとおり、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録による取消が可能です。
21	21	⑬登録区分について、2年前に容量停止計画を登録する際は新規登録は1とされていたのに対し、実需給時は新規登録が4となるのは何故でしょうか？運用者目線では、同じ新規登録であってもシステム側で登録区分が異なっていると煩雑になるので、統一頂けないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
22	21	2年前の容量停止計画登録の際と同様に、複数電源の変更を1つのCSVファイルにまとめて提出することは可能でしょうか？可能であるならその旨と、その場合のファイル命名規則（一番上に記載されている電源の電源等識別番号を用いること）を明記頂けないでしょうか。	容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。容量停止計画の一括登録CSVについて、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号はCSVの先頭行の電源等識別番号を記載ください。本内容は業務マニュアルに反映いたします。
23	21	作業停止計画（月間）の変換登録希望を行わない場合、広域受付番号の入力は必須か。	作業停止計画（月間）の変換登録希望を行わない場合、広域受付番号の入力は不要ですが、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
24	24	容量市場システムから直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接更新と記載がありますが、修正の対象は「作業開始日時」と「作業終了日時」のみということでしょうか。その他の項目は修正対象外なのでしょうか。	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。
25	26	2.2.1.4 容量停止計画の登録結果の確認について、登録が完了した旨のメールが送付いただけますが、その他メール送付も含めて、現状、容量市場システムのアカウントが、1事業者10アカウント（管理者2アカウント）のみとなっており、メインアクション対応や実需給2年前対応に加え、実需給対応する場合、対応部署が増えますので、アカウントの増加のご予定はありますでしょうか。	現時点で、容量市場システムについて、アカウント数の増加や同一アカウントで複数ログインが可能となる仕様とする予定はございません。いただきましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
26	27	登録NGの場合はメール通知がこないのか	正常に登録されなかった場合のメール通知はございません。正常に登録されていない旨が画面に表示されますのでご確認ください。
27	29	<表 2-6 容量停止計画CSVの記載項目> 容量停止計画の登録にあたり、発電機の起動停止（負荷変化）工程は、作業開始時分・作業終了時分に含めるのか。または、起動停止工程は、別途、容量停止計画を登録する必要があるのか。	容量停止計画にかかる作業開始時分・作業終了時分の考え方は、作業停止計画と同様です。
28	34	貴機関による変換処理の詳細が不明であるが、変換処理により容量事業者の修正作業が増えることも考えられるため、作業停止計画（月間）の変換登録を希望せず、容量提供者自身で容量停止計画を登録・修正することも可能か。	容量提供者自身で容量停止計画を登録・修正することは可能です。

29	34	<p><2.3.1.1注10 作業停止計画(月間)の変換登録希望> 「変換を希望する場合は、容量市場システムに登録されている「事業者コード（4桁）」、「電源等識別番号（10桁）」、「枝番」と広域機関システムに作業停止計画を登録した際に附番される「広域受付番号（7桁）」を記載し、提出していただく必要があります。」 について、提出ファイルの形式や様式に指定はないという認識でよいか。</p>	<p>別途、説明会資料等で公表いたします。</p>
30	35	<p>2.4.1.1 容量停止計画の修正にて容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合は、その旨がメールで送付されるとあるが、メール送付時期をご教授いただきたい。</p>	<p>容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合のメール送付時期については、実需給月の1か月後の下旬の実施を想定しております。</p>
31	35	<p>「2.4.1.1 容量停止計画の修正」について、容量停止計画登録漏れの確認結果通知のタイミングはいつか（対象停止開始日の〇〇日前等）。</p>	<p>容量停止計画登録漏れ確認結果のタイミングについては、実需給月の1か月後の下旬の実施を想定しております。</p>
32	35	<p>容量停止計画登録漏れの確認は、毎月いつ頃実施される予定か。</p>	<p>容量停止計画登録漏れの確認は、実需給月の1か月後の下旬の実施を想定しています。</p>
33	35	<p>メール送付は一度きりなのか何度もチェック可能か。</p>	<p>確認通知メールは1度のみ送付されます。容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由」をメールにて申告してください。本機関で内容を確認し、「未登録の正当な理由」が認められる場合には、容量停止計画の提出は不要となります。</p>
34	35	<p><2.4.1.1 容量停止計画の修正> 「容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由」をメールにて申告してください。本機関で内容を確認し、「未登録の正当な理由」が認められる場合には、容量停止計画の提出は不要となります。」 について、「未登録の正当な理由」を申告した結果、認められなかった場合修正が必要となるが、容量停止計画登録漏れ内容の修正は、対象実需給月+1ヶ月第16営業日までと決まっている。よって「未登録の正当な理由」を申告するためには期限があるという理解でよいか。その場合、申告から結果通知までのリードタイムをご教示頂きたい。</p>	<p>容量停止計画登録漏れの確認結果通知（実需給月の1か月後の下旬の実施を想定）メール受領後すみやかに実施ください。申告から結果通知までの期間は2営業日程度を想定しております。</p>
35	37	<p>「未登録の正当な理由の代表例：バランス停止中の電源」と記載がありますが、バランス停止している電源が1ヶ月の中で1日でもあれば毎月確認メールが送付され、毎回「バランス停止中の電源」と回答を提出しなければならないのでしょうか？</p>	<p>容量停止計画登録漏れの確認対象については、遮断器情報等を確認し、本機関が個別に判断いたします。バランス停止が1日でもあれば毎月確認メールが送付されるということはありません。</p>
36	37	<p>「ただし、容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由12」をメールにて申告してください」とあるが、〆切日はいつなのか。</p>	<p>容量停止計画登録漏れの確認結果通知は実需給月の翌月の下旬の実施を想定しております。メール受領後すみやかにご対応くださいますようお願いいたします。</p>
37	46	<p>3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認について、「注17：系統コードを紐づけ情報として利用し、広域機関システムのデータを容量市場システムへ登録します。」とありますが、ここで指す系統コードは、広域機関システムでの系統コードになりますでしょうか？それとも容量市場システムでの系統コードでしょうか？ 背景として、容量市場の応札単位が受電地点特定番号単位であった関係上、発電所単位（コンバインドサイクル機の軸合計）のもと、メインオークションで落札した例がございます。この場合、貴機関に相談した結果として、容量市場システムの電源登録情報のうち、「系統コード基本情報」では、異なる発電機（軸）の場合も一つの系統コード番号となっています。一方、広域機関システムや、上記「系統コード詳細情報」では軸毎に系統コード番号がついているため、確認させていただくものです。</p>	<p>発電計画・発電上限の確認の際に紐づけ情報として利用する系統コードは、容量市場システムでの系統コードとなります。ご記載の事例の場合、いったん、容量市場システムにおける系統コードに紐づけた値が容量市場システムに登録されますので、事業者様においてご確認のうえ、修正くださいますようお願いいたします。</p>
38	49	<p>「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」について、登録結果を出力することは可能か。可能な場合、どのような帳票で出力されるか。</p>	<p>「発電計画・発電上限の修正登録」に関する登録結果の出力は、アセスメント算定諸元一覧画面から出力可能です。出力されるデータの様式は別途、説明会資料等にて公表予定です。</p>
39	51	<p>CSVファイル名について「アセスメント算定諸元」という名称になっておりますが、発電計画・上限、発電量調整受電電力量についても同様のファイル名になっているため、ファイル名は分離したほうが明確だと思われま。同名にしている理由があればご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、ファイル名称に関するルールを変更し、業務マニュアルにも反映いたします。</p>
40	51	<p>修正登録用のCSVファイル名を「yyyyymm_アセスメント算定諸元_ROO.csv」とすると、異なる電源で同じ命名規則のCSVファイルが複数できるうえ、4、5章の発電量調整受電電力量や市場応札量でも同じ命名規則で登録することになっているため、「一括登録・変更結果確認画面」で見たときにどのファイルが何のCSVファイルなのか判別不可能になるので、判別しやすくするためファイル命名規則を見直す必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、ファイル名称に関するルールを変更し、業務マニュアルにも反映いたします。</p>
41	54	<p>発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合だけでなく、正常に登録されなかった場合についてもメール通知をいただけないでしょうか。（62ページ 差替先についても同様）</p>	<p>現時点では、発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合のみ、メール通知する予定となりました。いただいたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
42	65	<p>各登録期限（容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量）が明示的に記載されていないので、いつまでに登録するか記載をお願いしたい。</p>	<p>ご記載の項目の各登録期限は以下のとおりです。 <容量停止計画> 作業停止計画（月間）からの変換後の修正・提出期限：実需給月+1カ月第18営業日(業務マニュアルp142) （直接登録の場合も同様です） <発電計画・発電上限> 広域機関システムからのデータ移行後の修正・提出期限：実需給月+1カ月第18営業日(業務マニュアルp143) <発電量調整受電電力量> 登録期限：実需給月+2カ月第10営業日(業務マニュアルp144)</p>
43	66	<p>発電量調整受電電力量の登録はいつ行うのか。期限はあるのか。</p>	<p>発電量調整受電電力量の登録期限は実需給月+2カ月第10営業日です。本内容は業務マニュアルp142に記載がございます。業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。</p>
44	67	<p>4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録について、「一般送配電事業者から供給指示を受令した月のみ、当該月分の発電量調整受電電力量の登録が必要」とありますが、受令した月のみの提出でよろしいでしょうか？また、「1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生」とありますが、受令した翌日提出可能でしょうか？月1回提出でしょうか？月1回の場合は、毎月の締切日は設定されてますでしょうか？</p>	<p>発電量調整受電電力量の登録については、対象実需給月分のデータを、対象実需給月+2カ月第10営業日までにご登録いただくことが必要となります。当該内容については、意見募集中の業務マニュアル（案）のp144に記載がございます。（業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。）</p>

45	67	供給指示を受令した月とあるが、当該電源、当該時刻のみでよいのか。	供給指示を受令した場合、当該月の全電源の発電量調整受電需電力量を登録してください。
46	68	「コマ別の発電量調整受電力量（整数部12桁、小数部3桁）を半角数字で入力してください」とありますが、図4-4のCSVイメージの通り、空いた桁を0埋めする必要はない、という認識で間違いはないでしょうか？	ご記載のとおり、空いた桁を0埋めする必要はございません。
47	86	「5.1.1.1 市場応札量の登録」について、説明資料にメールにて登録依頼をする旨が記載されているが、メール受領時期はいつか（毎月〇営業日まで、等）。	市場応札量の登録依頼メールは実需給翌月の上旬を想定しております。
48	86	各市場から抽出できるデータの様式と、容量市場システムに登録するときの様式が整合する形になるように要望する。また、各市場と容量市場システムで連携して自動的にデータ取得できるようにすることも検討願いたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
49	86	小売電気事業者と相対で全量売電契約していれば市場応札は無いので、容量市場システムにおいては市場応札の登録を毎月しなくてよいように措置してほしい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
50	86	市場応札量の登録はいつまでに行う必要があるのか期限を記載いただきたい。	市場応札量の登録期限は実需給1か月第20営業日です。本内容は業務マニュアルp145に記載がございます。業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。
51	87	市場応札量の登録について、単位は全てkWhという認識でよろしいでしょうか？	市場応札量の登録の単位は、kW単位です。当該内容は明確化の観点から業務マニュアルに反映するようにいたします。
52	87	「コマ別の市場応札量（整数部12桁）を半角数字で入力してください」とありますが、図5-4のCSVイメージの通り、空いた桁を0埋めする必要はない、という認識で間違いはないでしょうか？	ご記載のとおり、空いた桁を0埋めする必要はございません。
53	87	<5.1.1.1 市場応札量の登録 > 「コマ別の市場応札量（整数部 12 桁）を半角数字で入力してください」 について、市場応札量の単位は「kWh」でよいか。	市場応札量の登録の単位は、kW単位です。当該内容は明確化の観点から業務マニュアルに反映するようにいたします。
54	88	5.1.1.1 市場応札量の登録について、「1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生」とありますが、受令した翌日提出可能でしょうか？月1回提出でしょうか？月1回の場合、毎月の締切日は設定されてますでしょうか？	市場応札量の登録については、対象実需給月分のデータを、対象実需給月+1か月第20営業日までにご登録いただくことが必要となります。当該内容については、意見募集中の業務マニュアル（案）のp145に記載がございます。業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。
55	88	5.1.1.1 市場応札量の登録について、単位はkWhでよろしいでしょうか？その場合、スポット市場や時間前の数値を換算した際に端数が生じますが、端数処理方法（切り捨て、四捨五入等）についてご教示ください。	市場応札量の登録に関する単位はkWになります。
56	92	「5.1.1.2 市場応札量の登録結果の確認」について、登録された市場応札量を確認するとあるが、登録結果を出力することは可能か。可能な場合、どのような帳票で出力されるか。	「市場応札量の登録」に関する登録結果の出力は、アセスメント算定諸元一覧画面から出力可能です。出力されるデータの様式は別途、説明会資料等にて公表予定です。
57	103	「なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（小数点以下第 17 位を四捨五入して算出）」と記載がありますが、各コマ毎に四捨五入を行い合算するのでしょうか？もしくは日単位で合算後に四捨五入をするのでしょうか？	各コマ毎に四捨五入いたします。
58	107	図6-4画面イメージにて、アセスメント結果詳細情報の一覧に「電源等識別番号」があり「電源等の名称」はないように見えますが、人が操作するインターフェイスにおいては視認性を考慮して、番号ではなく名称にすることは可能でしょうか。	現時点では、電源の名称をアセスメント結果詳細情報の対象項目とする予定はございません。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
59	107	最新情報が反映されるタイミングはいつか？毎時間か？	アセスメント一覧画面の表示内容の最新回次情報は、J+ 2月末頃に本機関がアセスメントを算定した翌営業日に反映され、以降、本機関がアセスメントを算定した都度、日次で更新されます。
60	108	アセスメント結果仮確定通知を受領した日を含め5営業日以内に異議申し立てを行うことができるとなっているが、前月分受給電力に係る調定及び社内経理処理手続きと重なり実務的に対応が困難なため、仮確定通知を月初とすることは避けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
61	112	「本機関がアセスメント結果を確認した後、アセスメント結果を確認した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付」とあるが、どのタイミングでアセスメント結果が確定するのか？	アセスメント結果の確定は実需給月+ 3月の中旬を予定しています。
62	115	起動パターンについて、登録期限は別途公表となっていたかと思いますが、具体的なスケジュールをご教示ください。また、登録の際に何か提出資料が必要となるのでしょうか。	対象実需給年度が2024年度の電源の起動時間の登録期限は2023年11月になります。本内容は「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編（対象実需給年度：2024年度） p 4」に記載しております。 容量市場業務マニュアル参加登録編に（対象実需給年度：2024年度） に「別途公表」の記載がありますが、修正いたします。
63	120	#30と同様。アセスメント結果仮確定通知を受領した日を含め5営業日以内に異議申し立てを行うことができるとなっているが、前月分受給電力に係る調定及び社内経理処理手続きと重なり実務的に対応が困難なため、仮確定通知を月初とすることは避けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
64	130	#30と同様。アセスメント結果仮確定通知を受領した日を含め5営業日以内に異議申し立てを行うことができるとなっているが、前月分受給電力に係る調定及び社内経理処理手続きと重なり実務的に対応が困難なため、仮確定通知を月初とすることは避けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
65	142	容量停止計画の確認・修正時期が、「実需給月+1か月 第16営業日」となっていますが、これらの業務は事前なので、「+」は誤記ではないでしょうか。	ご記載の「容量停止計画の確認・修正時期」は、実需給後の計画内容修正および本機関による確認が完了する時期を指しますが、ご指摘を踏まえ、明確化の観点から業務マニュアルの記載を修正いたします。
66	142	「実需給月+1か月 第16営業日」という記載は、例えば実需給月が4月の場合は、5月の16営業日ということではよろしいでしょうか。6月の16営業日であるようにも読めるため、明確に記載いただけないでしょうか。	ご指摘の内容は5月の第 1 6 営業日を指しますが、業務マニュアルの内容がわかりにくいいため、ご指摘を踏まえ、明確化の観点から業務マニュアルの記載を修正いたします。

67	142	マイルストーンに記載のある、広域機関からの「停止理由の提出依頼」はいつまでに行われるのか。回答期限が指定されている一方、依頼がいつ来るかわからなければ対応可否が判断できない。	停止理由の提出依頼は実需給月+2月の月上旬を想定しております。
68	145	市場応札量の登録は、実需給後のどの時期に可能となるか。	実需給月+1月上旬に依頼メールを送付予定です。
69	145	μは対象実需給月+1カ月、第20営業日は、例えば2024年4月需給分は、5/30なのか、それとも、6/28のことか。	2024年4月実需給分の締め切り（実需給月+1カ月、第20営業日）は、6月28日になります。

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（一部）

No.	頁	ご意見	回答
1	18	⑯について、発電機停止を伴わない作業は作業停止計画を登録していないため広域受付番号の付与を受けていない。そのため、広域受付番号を持たない停止計画を容量市場システムに登録する場合はblankで良いか。	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しませんが、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
2	18	①容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能か。 ②複数の電源を一括しての登録が可能な場合、ファイル名に記載する電源等識別番号は一括登録対象の任意の電源を選択することで良いか。 ③ファイル名の枝番とは何か（任意の数字で良いか）	①容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。 ②容量停止計画の一括登録CSVについて、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号はCSVの先頭行の電源等識別番号（10桁）をファイル名に記載してください。 ③複数号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください。
3	20	容量市場システムから直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接更新と記載がありますが、修正の対象は「作業開始日時」と「作業終了日時」のみということでしょうか。その他の項目は修正対象外なのでしょうか。	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。
4	64	「なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（小数点以下第17位を四捨五入して算出）」と記載がありますが、各コマ毎に四捨五入を行い合算するのでしょうか？もしくは日単位で合算後に四捨五入をするのでしょうか？	各コマ毎に四捨五入いたします。

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（アグリゲート））編（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（一部）

No.	頁	ご意見	回答
1	36	「なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（小数点以下第 17 位を四捨五入して算出）」と記載がありますが、各コマ毎に四捨五入を行い合算するのでしょうか？もしくは日単位で合算後に四捨五入をするのでしょうか？	各コマ毎に四捨五入いたします。

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（一部）

No.	頁	ご意見	回答
1	19	ベースライン・発動実績の登録について、登録期限を明記いただきたい（説明会で翌々月の末日と説明がありましたが、資料上に記載がないため）。	ベースライン・発動実績の登録についての登録期限は翌々月の末日ではなく、翌々月の第10営業日になります。説明会資料の記載が誤っておりますため修正いたします。
2	21	経済DRの申出期限を発動日から10営業日までとしていただきたい。数多くの需要家様の報告がある場合、確認に一定時間を要し、記載漏れ等をよく確認して送付したいため。仮に発動が連続した場合、そちらの対応もあるため5営業日では不備が生じる可能性を懸念している。	実需給期間向けに機能追加される容量市場システム（実需給期間向け）についても、稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。
3	21	経済DR実施日の取扱いにおいて、証憑としてメールや契約書等を提出することとあるが、対象となる地点が多数ある場合、全ての契約書を準備するためには相応の期間を要するため、5営業日では足りない可能性がある。この場合に、個別に相談させていただくことは可能か。	いただきましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4	23	発動指令実績についていつまでに提出が求められるのか、アセスメント結果がいつ公開されるかなど、時期の記載がありません。説明会では発動指令月の2か月後末日までに実績を報告するという説明がありましたので決定されている締め切りに関しては適切にタイムラインを記載をいただきたく存じます。	発動指令実績の提出期限は、翌々月の末日ではなく、翌々月の第10営業日になります。説明会資料の記載が誤っておりますため修正いたします。
5	41	異議申立の申出期限をメール受領から10営業日までとしていただきたい。突合結果が大量に乖離がある場合、その整合性確認に時間を要するため。	ご記載いただきました、容量停止計画CSVの入力必須項目については、業務マニュアルに反映いたします。
6	41	異議申立について、結果に異議があるかどうか、需要家に確認し、データに誤りがないか確認するためには時間を要することから、1か月程度の猶予をいただきたいと考えております。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
7	41	「メールを受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能」とあるが、対象となる地点が多数ある場合、調査に相応の期間を要するため、5営業日では足りない。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。

容量市場業務マニュアル(対象実需給年度:2024 年度)「ペナルティ・容量確保契約金額対応編」「容量拠出金対応編」の公表、および「リクワイアメント対応編」に係る意見募集に対する本機関回答の一部先行公表について

本機関は、業務規程第 32 条の 5 の規定に基づき、対象実需給年度を 2024 年度とする容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、実需給期間中のペナルティ・容量確保契約金額、容量拠出金に関する手続きや容量市場システム等の操作方法の具体的な手順を定めた、「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編 (対象実需給年度:2024 年度)」および「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編 (対象実需給年度:2024 年度)」を策定いたしましたので公表いたします。

また、「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源) 編 (対象実需給年度:2024 年度)」をはじめとしたリクワイアメント対応編 4 件の策定にあたり、意見募集 (意見募集期間:2023 年 8 月 10 日 (木) ~9 月 8 日 (金)) に対する本機関回答の一部 (システム入力規則等) について、事業者の円滑な実需給期間準備に資するべく、当該マニュアルの策定に先行し公表いたします。なお、当該マニュアルの意見募集に対する本機関の全件回答およびマニュアル策定の公表は 11 月下旬頃を予定しております。

詳細は、以下リンク先資料をご確認下さい。

- HP リンク先: ●[容量市場業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編 \(対象実需給年度:2024 年度\)](#)
●[容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編 \(対象実需給年度:2024 年度\)](#)
●[容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 \(安定電源\) 編 \(対象実需給年度:2024 年度\) \(案\)」をはじめとするリクワイアメント対応編 4 件に係る意見募集に対する本機関回答について \(一部先行公表\)](#)

参考 業務規程

(容量市場業務マニュアルの策定)

第 32 条の 5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル (以下「容量市場業務マニュアル」という。) を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(以下略)